

森林整備(誘導伐：密着造林型（一貫作業）)入札者注意書

分任支出負担行為担当官
佐賀森林管理署長

入札参加者は、入札公告書、契約書（案）、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
5. 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
6. 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
7. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
8. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
9. 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
10. 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。
11. 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札。
 - (2) 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - (3) 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - (4) 入札物件番号を付した場合には、入札物件番号を確認できないもの。
 - (5) 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - (6) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (7) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付

がないか、又は納付金額に不足があるとき（ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。

- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札書。
 - (9) 入札物件の第1回目の入札に際し、事業費内訳書の提出がなかった入札書。
 - (10) その他、入札条件に違反した入札書。
12. 一旦提出した入札書は、その理由の如何に関わらず引換え、変更又は取消しをすることはできない。
 13. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しない。また、落札宣言後は錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しない。
 14. 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立会って行う。
 15. 開札の結果、落札しなかったときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
 16. 予定価格が1千万円を超える入札については、低入札価格調査制度があり、次によって行う。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 入札書には、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 19. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
 21. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
 22. 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
 23. このほか不明の点は、入札前に問合せること。

以上。